付録2 労働力調査集計事項一覧

0 © •

	調査票問番号						基	礎 調 査	票					
1\		1	2	2	2	2	2	3	4	5	5	6	7	8
			a	b	С	d	е			a	b	,		
	0.000	H	ш				通	h	321	44	→		失業者	\HI
	分類事項	男女	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	年齢	配偶	就業	主な	探し	求職	週間
Į /		-	主と	の	の	の	特	階	関	状	活	て	理	就
_	\		と の	種類	種類	家族	性	級	係	態	動状	いる	由	業時
ŧ.			続	Ï	II	類					態	仕		間
ř			き柄			型						事の		
를			iri									主		
												従		
集計対象 注国結果)														
1 15歳以上人口		0								●3				●5
2 15歳以上人口		0						01		•2	●1			• 5
3 15歳以上人口		0	01	O2				O3	01	●2 ●3				● 5
 15歳以上人口 70歳以上人口 		© ©						O6	OI	●3 ●4	●1			●5
6 15歳以上人口		0		01				00		•3	<u> </u>			●5
7 15歳以上人口		0		<u> </u>						O5•5	O2 ● 2			
8 15歳以上人口		0								06●6				
9 就業者		0												O5
10 就業者		0								07				01
)-2 就業者		0								07				O9
1 就業者		•						●3						
1-2 雇用者		•						●3		07				00
12 就業者 2-2 就業者		0						●2 ●2		O7 O7				O2 O8
13 就業者		0								07				03
3-2 就業者		0								07				08
14 就業者		0								©8				
4-2 就業者		0												
15 就業者		•												
16 雇用者		0												
	び追加就業希望者	0						O5						©4
	び追加就業希望者	0	•	-0				O5				• 1		⊚7
18 完全失業者 19 完全失業者		•	●1	●2				●5 ○7				●1 ●2	•	
20 完全失業者			01	O2				- 01				•2	•	
21 総世帯		•			01	01		●8						
22 世帯主が就業	者の世帯				O3									
23 世帯主が就業	者の世帯				O3									
24 総世帯					●1									
25 総世帯					●2									
26 総世帯					●2					0000				0101
27 夫婦のいる世						©2				09•9				O4●4 O7●7
7-2 夫婦のいる世 28 夫婦のいる世						©2 ©2		●9		O9●9 O9●10				04
8-2 夫婦のいる世				<u> </u>	<u> </u>	©2		9		09010			-	07
29 単身・母子・畠		•				- 52		●10		09				04
9-2 単身·母子· B		•						●10		09				07
30 親族世帯							0	●11						
31 親族世帯		0				●3		O12●12						
32 就業者		•						●3						
	び追加就業希望者	0												
	び追加就業希望者	0		<u> </u>						<u> </u>				
35 総人口		0		01	1	1	I	●4		●1	l	l	1	1

1	15歳以上人口	0	●2			07	●2	●2	●1		
2	就業者	0				07		●7			●6
2 - 2	就業者	0				07		●7			●10
3	総世帯	•		01	01	●8					
4	世帯主が就業者の世帯			O3							
5	世帯主が就業者の世帯			O3							
6	総世帯			●1							
7	総世帯			●2							
8	総世帯			●2							

表中の印は、次の主な集計区分を示す。◎欄外区分 ○表頭 ●表側(数字は各分類項目の種類を表す。)

			基礎調	査 票	(続き)					
9	10	10	11	12	13	13				1
	a	b			a	b				
			業 者					共 通		1
従業上の地位	経営組織	産業	職業	従業者規模	転職・追加就業希望	求職・非求職者	世帯人員	15歳以上人員	就業人員	結 果 表 番 号

●1		●3		●1						1
●1d●2c●3a		●3		●1						2
●1d●2c●3a		●3		●1						3
●1d●2c●3a		●3		●1						4
●2d●3a		●3		●4						5
●1d●2c		O3 ● 3		●1						6
O2e●2e		O3 ● 3		O3 ● 3						7
		O4 ● 4								8
01		●1		O2						9
●1f●2b		●2		●1						10
●1f●2b		●2		●1						10-2
		01								11
		01								11-2
		●3								12
		●3								12-2
©3		●1								13
©3		●1								13-2
		●1	01							14
		●1	01							14-2
●1			01							15
	0	●1								16
●1d●2b		●3		●1	01	01				17
●1d●2b		●3		●1	01	01				17-2
										18
										19
										20
										21
		●4								22
			●2				_			23
							0			24
								0	_	25
									0	26
O5g●5g		O3 • 3								27
O5g●5g		O3 ● 3								27-2
O3g		O3		-				-		28
O3g O3g		O3						-		28-2
		O3								29
O3g		Us		-						29-2 30
										30
		<u> </u>	01	-			1			32
		●1	Oi		01	01	-	-		33
		-	●1	-	01	01		-		34
●4d		O3●3	•		O1	01	-	-		35
●4a		3					1			50
ΨL		• 3								90

●6	●4								1
●4d	●5	●2	●5	●2	●2				2
●4d	●5	●2	●5	●2	●2				2 - 2
									3
	●4								4
		●2							5
						0			6
							0		7
								0	8

「従業上の地位」についている符号は、

- a…全産業のみの分類
- b…全産業及び「農業, 林業」の分類
- c…「農業,林業」のみの分類
- d…非農林業のみの分類
- e…「農業、林業」及び非農林業の分類 f…非農林業及び製造業の分類 g…全産業及び非農林業の分類

「従業者規模」については、

第1表は,全産業,「農業,林業」,非農林業 第9表は、すべての産業

第10表, 第10-2表は, 非農林業及び製造業 第1表, 第9表, 第10表, 第10-2表以外の表は 非農林業のみ集計

「週間就業時間 5」は家族従業者のみ集計

第50表は, 年1回(10月のみ)集計。また, 週間就業時間は, 表頭に1時間から71時間以上まで、各時間ごとに表章

<基本集計 分類事項>

※分類事項の番号は調査票間番号としている。

1 男女	
男女計	ा
男	0
女	0

2-a 世帯主との続き	柄	
項目 種類	1	2
世帯主	0	0
世帯主の配偶者	0	
その他の家族	0	
その他	0	
続き柄不詳	0	

<u>2-b 世帯の種類 I</u>		
項目 種類	1	2
2人以上の世帯	0	0
自営業世帯	0	
雇用者世帯	0	
従業上の地位不詳	0	
非就業者世帯	0	
就業状態不詳	0	
単身世帯	0	0

<u>2</u> -c 世帯の種類Ⅱ			
項目種類	1	2	3
2人以上の世帯	0	0	0
親族世帯	0	0	
核家族世帯	0	0	
その他の親族世帯	0	0	
非親族世帯	0	0	
単身世帯	0	0	0
うち学生を除く	0		

<u>2-d</u> 世帯の家族類型			
項目 種類	1	2	3
夫婦のみの世帯	0	0	0
夫婦と子供から成る世帯	0	0	
ひとり親と子供から成る世帯	0		
夫婦と親から成る世帯	0	0	
夫婦,子供と親から成る世帯	0	0	
その他の世帯	0		
うち65歳以上の親(高齢者)のいる世帯		0	
高齢者世帯員のいる世帯			0
高齢者世帯員のいない世帯			0

2-e 世帯特性	
勤労者世帯	0
核家族世帯	0
世帯主のみ就業の世帯	0
夫婦のみの世帯	0000
夫婦と未婚の子供の世帯	0
夫婦共働き世帯(夫婦のみ就業)	0
夫婦のみの世帯	0
夫婦と未婚の子供の世帯	0
就業者が2人以上の世帯	0
夫婦共に就業の世帯	0
その他の世帯	00
ひとり親と未婚の子供の世帯	0
高齢者世帯員のいる世帯	0
世帯主のみ就業の世帯	0
夫婦共働き世帯(夫婦のみ就業)	0
就業者が2人以上の世帯	00
その他の世帯	0
勤労者以外の世帯	0
世帯主が就業者の世帯	0
雇有業主世帯	0
雇無業主世帯	0
法人経営者世帯	00
家族従業者の世帯	0
(別掲)高齢者世帯員のいる世帯	0
世帯主が就業者以外の世帯	0
高齢者世帯員のいる世帯	0

3 年齢階級												
項目 種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9		11	12
15~24歳	0						0	0	0	0		
15~19歳	0	0	0	0			0					
15~17歳	0											
18・19歳	0											
20~24歳	0	0	0	0			0					
25~34歳	0						0		0	0		
25~29歳	0	0	0	0			0	0				
30~34歳	0	0	0	0			0	0			0	
35~44歳	0						0		0	0		
35~39歳	0	0	0	0			0	0			0	
40~44歳	0	0	0				0	0			0	
45~54歳	0						0		0	0		
45~49歳	0	0	0				0	0			0	
50~54歳	0	0	0				0	0			0	
55~64歳	0	0		0			0		0	0		
55~59歳	0	0	0				0	0			0	
60~64歳	0	0	0				0	0			0	
65歳以上	0	0	0	0			0				0	0
65~69歳	0							0		0		
70歳以上	0					0						
70~74歳						0		0		0		
75歳以上						0		0	0	0		
75~79歳						0						
80~84歳						0						
85歳以上						0						
30歳未満											0	
35歳以上					0							
40~54歳		0		0								
60歳未満												0
60歳以上												0
65歳未満												0
65~74歳									0	0		
15~64歳	0	0	0	0			0	0	0	0	0	

4 配偶関係		
項目	1	2
未婚	0	
有配偶	0	0
死別・離別	0	

5-a 就業状態										
項目 種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
総人口	0									
15歳未満人口	0									
15歳以上人口	0	0	0		0	0				
労働力人口	0	0	0	0	0	0			0	
就業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
従業者		0		0	0		0	0		
休業者		0		0	0		0			
完全失業者	0	0	0	0	0	0			0	0
非労働力人口	0	0	0	0	0	0			0	0
就業状態不詳		0	0	0	0	0				
労働力人口比率	0	0	0	0						
就業率	0	0	0	0						
完全失業率		0	0	0						

5-b 主な活動状態		
項目 種類	1	2
主に仕事	0	
通学のかたわらに仕事	0	
家事などのかたわらに仕事	О	
家事	0	0
通学	0	0
その他	0	0

6 探している仕事の主従		
項目 種類	1	
おもにしていく仕事	0	0
かたわらにしていく仕事		0

7 求職理由	
非自発的な離職	0
定年または雇用契約の満了	0
勤め先や事業の都合	0
自発的な離職	0
学卒未就職	0
その他	0
収入を得る必要が生じたから	0
その他	0

8 週間就業時間			_		-		_			
項目種類	1	2	3	4	5	6	/	8	9	10
1~34時間						0				
1~14時間	0	0	0	0	0		0	0	0	0
1~4時間	0								0	
5~9時間	0								0	
10~14時間	0								0	
15~34時間	0	0	0	0				0	0	
15~29時間							0	0	0	0
30~34時間							0	0	0	0
35時間以上	0	0	0	0				0	0	
35~48時間			0			0				
35~39時間							0	0	0	0
35~42時間	0	0								
40~48時間							0	0	0	0
43~48時間	0	0								
49時間以上						0	0			0
49~59時間	0	0	0					0	0	
60時間以上	0	0	0					0	0	
就業時間不詳	0	0	0			0		0	0	0
平均週間就業時間	0	0	0			0		0	0	0
延週間就業時間	0	0	0			0		0	0	0

9 従業上の地位						
項目 種類	1	2	3	4	5	6
自営業主	0	0	0		0	О
雇有業主	0					
雇無業主	0					
一般雇無業主	0					
内職者	0					
家族従業者	0	0	0		0	0
雇用者	0	0	0	0	0	0
常雇	0					0
一般常雇	0					
役員	0					
臨時雇	0					
日雇	0					
役員を除く雇用者					0	
従業上の地位不詳	0	0				0

10-a 経資	組
個人	0
会社	0
団体	0
官公	0
不詳	0

質目 種類	_	2	3	4	5
農業,林業	0	0	0	0	
農業	0				
林業	Ю	0	(0	C
∤農林業 漁業	8	U	O	0	_
漁業(水産養殖業を除く)	हि)	Н
水産養殖業	Ιŏ				Н
鉱業,採石業,砂利採取業	Ιŏ			0	Т
建設業	Ю			0	
製造業	0	0		0	
食料品製造業	0				
飲料・たばこ・飼料製造業	0				L
繊維工業	lõ				L
木材・木製品製造業(家具を除く) 家具・装備品製造業	용				H
ポス・表備の袋垣来 パルプ・紙・紙加工品製造業	0				Н
印刷・同関連業	lŏ				H
化学工業	Ιŏ				Н
石油製品•石炭製品製造業	Τō				Г
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	0				
ゴム製品製造業	0				
なめし革・同製品・毛皮製造業	0				Ĺ
窯業・土石製品製造業	00000000				Ĺ
鉄鋼業	Ιō				L
非鉄金属製造業	뷰				⊢
金属製品製造業	믕				_
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業	뜒				H
業務用機械器具製造業	ि				H
電子部品・デバイス・電子回路製造業	Ιŏ				H
電気機械器具製造業	Ιŏ				Т
情報通信機械器具製造業	To				
輸送用機械器具製造業	0				
その他の製造業	0				
電気・ガス・熱供給・水道業	ŏ			0	
情報通信業	0			0	L
通信業 放送業	8				H
放送来 情報サービス業	हि				Н
インターネット附随サービス業	lŏ				Н
	Ιŏ				Г
映像·音声·文字情報制作業 運輸業,郵便業 鉄道業 治政体度運送業	0			0	
鉄道業	ТО				
坦姆亦者是赵荣	0				
道路貨物運送業	0				
水連業	15		Щ		L
航空運輸業	뜮	H	Н		L
倉庫業 運輸に附帯するサービス業	0000		H		H
運輸に附帯するサービス業 郵便業(信書便事業を含む)	₩		H	-	H
卸売業, 小売業	10		H	0	H
卸売業	Ιŏ		П	_	F
各種商品小売業	0				Г
織物・衣服・身の回り品小売業	10				
飲食料品小売業	0				Ĺ
機械器具小売業	0				L
その他の小売業	10	\vdash	Ш	_	L
金融業,保険業	9	H	Н	0	H
不動産業, 物品賃貸業 不動産業	0		H	0	H
物品質貸業	lö		H		H
学術研究,専門・技術サービス業	ठि	H	H	0	H
学術・開発研究機関	tŏ		Н	Ť	H
専門サービス業(他に分類されないもの)	ŏ				Г
広告業	0				
技術サービス業(他に分類されないもの)	0				
宿泊業,飲食サービス業	0			0	Ĺ
宿泊業	0				L
飲食店	Ιo	1			ı

10-b 産業(続き) 項目 報	類 1	2	3	4	5
生活関連サービス業、娯楽業	0			Ö	_
洗濯・理容・美容・浴場業	٦ŏ			۲	_
その他の生活関連サービス業	Tŏ				_
娯楽業	l ŏ				_
教育,学習支援業	٦ŏ			0	_
学校教育	٦ŏ			۲	_
その他の教育、学習支援業	٦ŏ				_
医療, 福祉	٦ŏ			0	_
医療業	lŏ			ř	_
保健衛生	Τŏ				
社会保険・社会福祉・介護事業	٦ŏ				
複合サービス事業	Τō			0	
郵便局	To				
協同組合(他に分類されないもの)	To				
サービス業(他に分類されないもの)	10			0	
廃棄物処理業	0				
自動車整備業	10				
機械等修理業(別掲を除く)	10				
職業紹介・労働者派遣業	0				
その他の事業サービス業	0				
政治・経済・文化団体	70				
宗教					
その他のサービス業	0				
外国公務	0				
公務(他に分類されるものを除く)	0			0	
国家公務	0				
地方公務	0				
分類不能の産業	-10	_	1 -	О	ΙT

11 職業		
項目 種類	1	2
専門的・技術的職業従事者	Ю	0
技術者	0	
教員	0	
その他の専門的・技術的職業従事者	0	
管理的職業従事者	0	0
事務従事者	0	0
販売従事者	0	0
保安職業,サービス職業従事者	0	0
家庭生活支援サービス職業従事者	0	
保安職業従事者	0	
その他のサービス職業従事者	0	
農林漁業作業者	0	0
運輸・通信従事者	0	0
生産工程・労務作業者	Ιō	0
採掘作業者	10	0
製造・制作・機械運転及び建設作業者	0	
労務作業者	0	
分類不能の職業	Ιō	0

12 従業者規模					
項目 種類	1	2	3	4	5
1~29人	0	0	0	0	0
1~4人	0				
1人	0	0			
2~4人	0	0			
5~29人	0				
5~9人	0	0			
10~29人	0	0			
30人以上	0	0		0	
30~499人					0
30~99人	0	0	0		
100~499人	0	0	0		
500人以上	0	0	0		0
500~999人	0	0			
1000人以上	0	0			
官公	0	0	0	0	0
従業者規模不詳	0	0	0	0	0

_13-a 転職・追加就業希望								
項目 種類	1	2						
転職希望者	0							
追加就業希望者	0							
転職・追加就業希望者		0						

13-b 求職・	非求	職	者
項目 種類	1	2	
求職者	0	0	ĺ
非求職者	0		l

世帯人員	
平均世帯人員	0
1人	0
2人 3人	0
3人	0
4人	0
5人	0
6人	0
7人以上	0

15歳以上人員	
15歳以上平均人員	0
1人	0
2人	0
3人	0
4人	0
5人	0
6人 7人以上	0
7人以上	0

就業人員	
平均就業人員	0
0人	0
1人	0
2人	0
3人	0
4人	0
5人以上	0
就業人員不詳	0

<詳細集計 集計事項>(年平均・全国)

$\overline{}$	4	出事		-17	* ±		,																				
			調査票問番号							基			_	票								特		調		票	
				1	2	2	2	2	3	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	A1	A2	А3	A3	A4	A5	Α6
			\		a	<u>b</u>	_ <u>c</u>	<u>d</u>	<u>a</u> .	<u>b</u>			完全4	上業者		,	就 =	美 者			- -		- a 就	_b_ 業	者		
√ -↓-	±n	±n	分類事項	男	世	世	世	子	年	末	配	就	探	求	月	従	産	職	従	転	短	就	現	離	雇	前	収
結	報告	報告	\	女	帯	帯	帯	供	齢	子	偶	業	l	職	末	業	業	業	業	職	時	業	職	職	用	職	入
果	書	書	\		の 1年	主	の ↓	Ø	階	の	関	状	てい	理	1	上			者	·	間	時間	に	期	形	の	(D)
			\		種類	との	家族	数	級	年齢	係	態	いる	由	週間	の地			規模	追加	就業	間増	ろい	間	態	有無	増減
表	非	掲載			大只	続	類			階			仕		の	位			1天	就	かの	減	た			7777	1/95
番	掲載	載表	\			き	型			級			事		就					業	理	希	時				
宙	表	番	\			柄							の		業					希	由	望	期				
号	番	号											主従		時間					望の		の有					
	号												, IVC		lb1					有		無					
																				無							
			集計対象																								
1		1	15歳以上人口	0	_				01		_	• 1		•1		• 1									•1		
3	2	-	15歳以上人口 15歳以上人口	0	0	O1 ⊚2			● 2		0	● 2		•2		2	●1 ●1								• 2		
4	3	-	15歳以上人口(※1)	00		ΨZ			UΖ			©4		• 2		● 3									-2		
5	4	-	15歳以上人口	0					•2			04				04									01		
6	-	2	就業者	0	0	O2			O2		0						●2	•	0						●1		
7	-	3	就業者	0	•	●2			2			O5			• 5	• 5	●2	•	•				•	•	•1	01	•
8	5	-	前職のある就業者(転職者)	0					2								\sim						0	0	\bigcirc 1	• 0	•
9	_	4 5	新規就業者 就業者	● ◎		O2			● 2			6			- 5	04	O2		0	•1		0			01	●2	
11	_	6	就業者	0	ĕ	● 2			O 2		•	-0			O2	04				•	01				Oi		
12	-	7	就業者	Ŏ	_						_				-	•4	O2	0	0		<u> </u>	Ť			• 1		
13	-	8	前職のある就業者	0	•	●2			●2							●4			•					0	●2		0
14	-	9	前職のある就業者	0	•	●2			●2								•2							0			0
15	6	- 10	役員を除く雇用者	0	•	• 0			• 0			•				● 8									01		
16		10	就業者	0		●2			●2		_	●6			•	04			0						01		
17	7	-	週35時間未満就業者	0	•	●2			●2		•					●3	●2	•		01	O2				●1		
18	8	-	就業者	•	0	O2			O2							O4									01		
19	9	-	転職・追加就業希望の就業者	0		00			2					00		• 6	●2	•		⊚2					●1		
20	10	11	完全失業者	•	0	02			02					O2													
22	-	12	完全失業者 完全失業者	00	0	O2 ●2			O2 ●2				0	O2 ●2													
23	-	13	完全失業者	0	ŏ	O 2			O 2					O3													
24	_	14	完全失業者	0	•	© 2			O 2		•		•														
25	=	15	完全失業者	0										●2													
26	11	-	完全失業者	0	•	2			2		•																
27 28	-	16 17	完全失業者 離職した完全失業者(※2)	●	•	●2			● 2		•										-						
29	12	-	離職した完全失業者	00					02																		
30	13	-	完全失業者	0					O 2																		
31	14	-	前職のある完全失業者	0					•2					●2													
32	-	18	非労働力人口	•	0	O2			O2																		
33	15	-	非労働力人口	•	•	2			2			<u> </u>															
34	16	19	就業希望の非労動力人口 就業希望の非労動力人口	0	•	●2			●2 O2			07				-											
36	10	20	就業希望の非労動力人口	0					02			•7															
37	17	-	前職のある非労動力人口	0					O2			J,															
38	18	-	非労働力人口(※3)	•					© 2																		
39	_	21	夫婦のいる世帯(4種類)				© 1		●2			●3 ○3		O2	●4 ○4	●9 ○9	●1 O1										
40	-	22	夫婦のいる世帯(4種類)				01	0	●2	0		●3			●4	●9	●1										
41	19	-	母子世帯·高齢者世帯				●2		●3			O3			O4	O9	01										
42	_	23	15歳以上人口(単身者)	0					02			1		●1		•1									•1		
			(※1) 治酔がま典牡業																								_

^(※1)前職が非農林業雇用者で過去3年間の離職者 (※2)過去3年間の離職者 (※3)過去1年間に求職活動をした就業希望者及び就業内定者

表中の印は、次の主な集計区分を示す。◎欄外区分 ○表頭 ●表側 (数字は各分類項目の種類を表す。)

						.'A>	特	_				(続き		<u> </u>	_		义兴		11				Ė	7月 規模目 97 種類 包
В1	R9	ВЗ	R4	R5	В6	C1							D2	D2	D3	D4	D5	D6	E1	F2	t			
ы	DZ	БЭ	D4	DО	В	CI	C2	Co	CŦ	(C1)									EI	Li2	t			
	:	2全5	上業を	者 -		-	- 非	労動	力人			離	職経	験者	(前耳	能に	うい	-)-	- 共	通	1			
求	失	求	探	仕	前	就	非	希	求	就	前	離	従	雇	産	職	従	離	教	仕	±п	北口	結	
職	業	職	し	事	職	業	求	望	職	業	職	職	業	用	業	業	業	職	育	事	報告	報告	桁	
方	期	活	て	に	0	希	職	し	活	可	の	時	上	形			者	理		か	書	書	果	
法	間	動	Ñ	2	有	望	理	て	動	能	有	期	の	態			規	由		6	н	п	/	
		時期	るみ	けっ	無	の	由	い	の	時期	無		地				模			の収	掲	非	表	その他の集計事項
		规	仕事	ない		有無		る仕	有無	州			位							入	載	掲		
			ずの	理		<i>***</i> **		事	及												表	載	番	
			形	由				の	び												番	表	_	
			態					形	時												号	番号	号	
								態	期													75		
								·*																
								4																
)																
\vdash	•1		•			_	●1			•4		●1						•	Ļ		1		1	
<u> </u>						1				• 4						<u> </u>		_	01		-	1	2	Frith Hit of Fig. 0.445. De Fatt - Pr. Oct. 10
1			•			•1	•1			●4		\bigcirc			•3			•	<u> </u>		-	2	3	年齢階級「15~24歳」に「教育」②あり
1			С			O2		0			Ο1	O2			₩3	•		0	●3		_	3	5	「うち就業希望者」の欄外あり 「女性のうち配偶者有り」の欄外あり
\vdash	H					<u> </u>					<u> </u>								O1		2	-	6	年齢階級「15~24歳」に「うち在学中」あり
												O3						0	ľ		3	-	7	月末1週間の就業時間に「休業者」あり
												Ľ	●10	•		•		•			_	5	8	
																					4	_	9	
																			Ο4	0	5	_		年齢階級「15~24歳」に「うち在学中」あり
																				•	6	-		年齢階級「15~24歳」に「うち在学中」あり
1													0				_				7	-	12	
<u></u>													011	O	<u></u>		0				8	-	13	
-												O3			O2	U				•	9	- 6	14 15	「休業者」の表頭あり
\mathbf{H}	\vdash																				10	-	16	・177末日」い
	H																							年齢階級「15~24歳」に「うち在学中」あり
L_	L	L_	L_I	L_	L_	L_	L_	L	L_			L			<u> </u>	L_	L_	L_	L_	L_	-	7	17	「うち 週30時間未満就業者」の欄外あり
																				•	-	8	18	
Ļ			_	_															O3		-	9	19	
	02		0	0												_			<u> </u>		11	1.0	20	
• 3			0	0								A 4							<u> </u>		12	10	21	
1	O2 ●1	0	•	0		-						●4							• 5		13	\equiv	22 23	
2	O 2	•	0																O 1		14	-	24	
1	-	_	0	•	•2										•2	•		•	•		15	-	25	
●2	●2	•		Ĺ												Ĺ			O3		-	11	26	
												01	011		O2	0	0				16	-	27	
O2	02												●11		•2	•	•				17	_	28	
1													●11		Q 2	•	•	0			-	12	29	
1												●5	● 12	•	●2	•		0	O3		-	13	30	
\vdash						• 1		0		● 1	1							0	01		18	14	31	
\mathbf{H}	H					01		0			O2								1		- 10	15	33	
						<u> </u>	01		•1	J2	02								01		19	-	34	
							, ·		01	O3		6	● 13	•	•2	•	•	•	<u> ۲</u>		-	16	35	
							●1	•	O2												20	-	36	
												● 6	●11	•	●2	•	•	0			-	17	37	
						⊚4		•											01		-	18	38	
						●3 ○3	●2 ○2													0	21	_	39	表側は妻の属性、表頭は夫の属性
																			<u> </u>	_				
						●3	●2														22	-	40	「夫が就業者」、「夫が非農林業雇用者」の欄外あり
																						19	41	
	•1		•			• 1	• 1			•4		• 1						•			23	-	42	
ь				_	_	071			_		_	_		-	_	_	_	Ť	•	_	20	_		

(※4)就業内定者は「決まっている仕事の形態」

<詳細集計 分類事項>

※分類事項の番号は調査票問番号としている。

1 男女	
男女計	0
男	0
女	0

2-a 世帯の種類	
2人以上の世帯	0
単身世帯	0

 2-b 世帯主との続き柄

 項目
 種類 1 2

 世帯主
 ○ ○

 世帯主の配偶者
 ○ ○

 子又は子の配偶者
 ○ ○

 その他の親族世帯員
 ○

 孫
 ○ ○

 父母
 ○ ○

 祖父母
 ○

 兄弟姉妹
 ○

 他の親族
 ○

 その他
 ○

<u>2-c</u> 世帯の家族類型		
項目 種類	1	2
夫婦のみの世帯	0	
夫婦と親から成る世帯	0	
夫婦と子供から成る世帯	0	
夫婦,子供と親から成る世帯	0	
母子世帯		0
高齢者世帯		0
高齢者単身世帯		0

2-d 子供	の数
1人	0
2人	0
3人以上	О

3-a 年齢階級 項目 種類 1 2 3 15~24歳 000 15~19歳 20~24歳 0 0 0 25~34歳 25~29歳 30~34歳 0000 35~44歳 35~39歳 40~44歳 45~54歳 45~49歳 50~54歳 55~64歳 55~59歳 60~64歳 65歳以上 65~69歳 70~74歳 75歳以上

3-b 末子の年	齢	階級
0~3歳	0	
4~6歳	0	
7~9歳	0	
10~12歳	0	
13~14歳	0	
15~17歳	0	
18歳以上	0	

4 配偶関係	
未婚	0
配偶者あり	0
死別・離別	0

5 就業状態							
項目 種類	1	2	3	4	5	6	7
15歳以上人口	0	О	0	О			
労働力人口	0	0	0				
就業者	0	0	0	0	0	0	
従業者						0	
仕事が主な者		0					
おもに仕事					0		
仕事が従な者		0					
通学のかたわらに仕事		0			0		
家事などのかたわらに仕事		0			0		
休業者		0			0	0	
うち 新規就業者	0						
うち 転職者	0						
完全失業者	0	0	0	0			
非労働力人口	0	0	0	0			0
通学		0					O
家事		0					0
その他(高齢者など)		Ō					

6 探している仕事の主徒	É
おもにしていく仕事	\circ
かたわらにしていく仕事	0

8月末1週間の就業時間

	··· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>				
項目種類	1	2	3	4	5	6
週30時間未満			0			
週0~34時間		О	0	0		
うち週0~29時間				0		
週0~14時間						
週1~34時間	0	0			0	0
週1~29時間	0					
週1~14時間					0	0
週15~34時間						
週15~29時間					0	0
週30~34時間					0	0
週35時間以上	0	0		0	0	0
週35~39時間					0	О
週40~48時間					0	О
週49時間以上	О			0	0	0
平均週間就業時間						0

9 現職の従業上の地位 D2-a 前職の従業上の地位

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
自営業主		-	Ŏ		Š	Ŏ	ŕ	Ŭ	Ť		$\ddot{\sim}$	<u>-i-</u>	-10
	$\stackrel{\smile}{\sim}$		5		\sim	5					\vdash		
雇い人あり	$\overline{\circ}$)	0	\sim							
雇い人なし	0		0	\circ	0	0							
内職者	0		0	0	0	0					0	0	
家族従業者	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	
雇用者	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	О
役員	0					0						0	
役員を除く雇用者	0		0	0	0	0	0			0	0	0	О
常雇				0	0	0	0						
役員					0								
一般常雇					0			0					
臨時雇・日雇							0	0					
臨時雇				0	0	0							
日雇				0	0	0							
自営業主·内職者E家族従業者													О
自営業主・内職者							0		0	0			

10 現職の産業

<u>D3 前職の産業</u>			
項目 種類	1	2	3
農業, 林業	0	0	
非農林業	0	0	
漁業		0	О
鉱業,採石業,砂利採取業		0	0
建設業		0	0
製造業		0	0
電気・ガス・熱供給E水道業		0	0
情報通信業		0	0
運輸業,郵便業		0	0
卸売業, 小売業		0	0
金融業,保険業		0	0
不動産業,物品賃貸業		0	0
学術研究,専門・技術サービス業		0	0
宿泊業,飲食サービス業		0	0
生活関連サービス業,娯楽業		0	0
教育, 学習支援業		0	0
医療,福祉		0	0
複合サービス事業		0	0
サービス業(他に分類されないもの)		0	0
公務(他に分類されるものを除く)		0	O
分類不能の産業		0	0

11 現職の職業 D4 前職の職業

専門的・技術的職業従事者	0
管理的職業従事者	0
事務従事者	0
販売従事者	0
保安職業,サービス職業従事者	0
農林漁業作業者	0
運輸•通信従事者	0
採掘作業者	0
製造・制作・機械運転及び建設作業者	0
労務作業者	0

12 現職の従業者規模 D5 前職の従業者規模

D5 前職の従業 ¹	针規
1~29人	0
1人	0
2~4人	\circ
5~9人	0
10~29人	0
30~99人	0
100~499人	0
500人以上	0
500~999人	0
1000人以上	0
官公	0

13 転職・追加就業希望の有無

	1 755	
項目 種類	1	2
転職・追加就業希望者		0
転職希望者	0	0
仕事を探している	0	
仕事を探していない	0	
追加就業希望者	0	0
仕事を探している	0	
仕事を探していない	0	
転職・追加就業非希望者	О	

A1 短時間就業の理由

項目種類	1	2
もともと週35時間未満の仕事	0	
勤め先や事業の都合	0	
景気が悪かった	0	
その他	0	
自分や家族の都合	0	0
出産・育児のため	0	
介護・看護のため	0	
休暇のため	0	
その他	0	
その他	0	

A2 就業時間増減希望の有無

7 10		<i>/</i> ///
時間	数增加希望者	0
時間	数減少希望者	0
時間	数增加•減少非希望者	0

A3-a 現職についた時期 過去1年間に就業 ○

A3-b 離職期間

1か月以下	0
2, 3か月	0
4,5か月	0
6か月~1年未満	0

A4 現職の雇用形態

八年 5亿帐(27) (11) (12) (13)		
項目 種類	1	2
正規の職員・従業員	0	0
パート・アルバイト	0	0
パート	0	
アルバイト	0	
労働者派遣事業所の派遣社員	0	0
契約社員•嘱託	0	0
その他	0	0

D2-b 前職の雇用形態

<u> </u>	
正規の職員・従業員	0
パート・アルバイト	0
労働者派遣事業所の派遣社員	0
その他	0

A5 前職の有無(就業者)

項目種類	1	2
前職あり	0	0
副業として継続	0	
前職なし	0	0

<u>B6,C6 前職の有</u>無

項目種類	1	2
前職あり	0	О
前職なし	0	

A6 収入の増減

前の仕事より増えた	0
前の仕事とほぼ同じ	0
前の仕事より減った	О

B1 求職方法

ロエが帳の位			
項目 種類	1	2	3
(主な求職方法)			
公共職業安定所に申込み	0	0	0
公共職業安定所に申込みのみ			0
民間職業紹介所などに申込みもある			0
労働者派遣事業所に登録もある			0
求人広告・求人情報誌もある			0
学校・知人などに紹介依頼もある			0
事業所求人に直接応募もある			0
事業開始の準備もある			0
その他もある			0
民間職業紹介所などに申込み	0	0	0
民間職業紹介所などに申込みのみ			0
公共職業安定所に申込みもある			0
労働者派遣事業所に登録もある			0
求人広告・求人情報誌もある			0
学校・知人などに紹介依頼もある			0
事業所求人に直接応募もある			0
事業開始の準備もある			0
その他もある			0

B1 求職方法(続き)

B1 求職方法(続き)	,		•
項目 種類 学品と変色	1	_	3
労働者派遣事業所に登録 労働者派遣事業所に登録のみ	\cup	0	이
対側有が追事業別に登録のみ 公共職業安定所に申込みもある			_
公共概果女足別に甲込みものる 民間職業紹介所などに申込みもある			90
水人広告・求人情報誌もある			
学校・知人などに紹介依頼もある			
事業所求人に直接応募もある			
事業開始の準備もある)(
その他もある			Ö
求人広告•求人情報誌	С	0	Ö
求人広告・求人情報誌のみ	_	_	0
公共職業安定所に申込みもある			Ŏ
民間職業紹介所などに申込みもある			0
労働者派遣事業所に登録もある			0
学校・知人などに紹介依頼もある			0
事業所求人に直接応募もある			0
事業開始の準備もある			0
その他もある			0
学校・知人などに紹介依頼	0	0	0
学校・知人などに紹介依頼のみ			0
公共職業安定所に申込みもある			0
民間職業紹介所などに申込みもある			0
労働者派遣事業所に登録もある			0
求人広告・求人情報誌もある			0
事業所求人に直接応募もある			0
事業開始の準備もある			0
その他もある	(0
事業所求人に直接応募	0	0	\circ
事業所求人に直接応募のみ			앗
公共職業安定所に申込みもある			앗
民間職業紹介所などに申込みもある 労働者派遣事業所に登録もある			00
対例有が追事業別に至める 求人広告・求人情報誌もある			
学校・知人などに紹介依頼もある			
事業開始の準備もある			
その他もある			
事業開始の準備	0	0	0
事業開始の準備のみ			Ö
公共職業安定所に申込みもある			Ŏ
民間職業紹介所などに申込みもある			Ŏ
労働者派遣事業所に登録もある			0
求人広告・求人情報誌もある			0
学校・知人などに紹介依頼もある			0
事業所求人に直接応募もある			0
その他もある			0
その他	0	0	0
その他のみ			0
公共職業安定所に申込みもある			0
民間職業紹介所などに申込みもある			00
労働者派遣事業所に登録もある			Ō
求人広告・求人情報誌もある			00
学校・知人などに紹介依頼もある			O
事業所求人に直接応募もある			0
事業開始の準備もある			O
(従な求職方法)			
公共職業安定所に申込み	이		
民間職業紹介所などに申込み	00		
労働者派遣事業所に登録	ᅇ		
求人広告・求人情報誌 学校・知人などに紹介依頼			
事業所求人に直接応募			
事業開始の準備	엉		
事業開始の準備 その他			
にくとは	\cup		

B2 失業期間

Da XXXIIII		
項目種類	1	2
3か月未満	0	
1か月未満		О
1か月~3か月未満		0
3か月~6か月未満	0	О
6か月~1年未満	0	0
1年~2年未満	0	0
2年以上	0	0

B3 求職活動時期(完全失業者)

この1か月間にした	0
うち この1週間にした	0
この1か月間しなかった	0

※「この1か月間しなかった」は、過去に行った求職活動の結果を 待っていて、調査月中に全く求職活動をしなかった者

B4 探している仕事の形態 C3 系切している仕事の形態

<u>C3 希望している仕事の形態</u>	
雇われてする仕事	\circ
正規の職員・従業員	0
パート・アルバイト	0
労働者派遣事業所の派遣社員	0
その他	0
自営業主	\circ
内職	О
その他	О

※就業内定者は「決まっている仕事の形態」

B5 仕事につけない理由

0
0
0
0
0
0
0

C1 就業希望の有無

項目種類	1	2	თ	4
就業希望者 · 就業内定者		О		
就業希望者	0		0	О
就業内定者	0			0
就業非希望者	0	0	0	

C2 非求職理由

項目	1	2
適当な仕事がありそうにない	0	0
近くに仕事がありそうにない	0	
自分の知識・能力にあう仕事がありそうにない	0	
勤務時間・賃金などが希望にあう仕事がありそうにない	0	
今の景気や季節では仕事がありそうにない	0	
その他	0	
家事・育児のため仕事が続けられそうにない	0	
健康上の理由	0	
その他	0	

C4 求職活動の有無及び時期(非労働力人口)

	フロノ	/J 199.	Į/
項目 種類	1	2	
過去1年間に求職活動あり	О	0	
うちこの1か月に求職活動あり	0	0	l
過去1年間に求職活動なし	О		

C5(C1) 就業可能時期

1	2	3	4
0		0	
0	0	0	
0		0	
0		0	
0		0	
0			0
0			0
0			0
0			0
	0000	1 2 O O O O	0 0

D1 前職の離職時期

<u> レェ 川州バッノ州に州バドナナバ</u>						
項目種類	1	2	3	4	5	6
3年超に離職			0			
過去3年間に離職			0		0	
1年超3年以内に離職		О				
1年超に離職				О		0
過去1年間に離職	0	0	0			0
6か月超1年以内に離職				0		
過去6か月間に離職				О		

D6 前職の離職理由

会社倒産・事業所閉鎖のため	0
人員整理・勧奨退職のため	0
事業不振や先行き不安のため	0
定年又は雇用契約の満了	0
より良い条件の仕事を探すため	0
結婚・出産・育児のため	0
介護・看護のため	0
家事・通学・健康上の理由のため	0
その他	0

E1 教育

DI 47 H					
項目種類	1	2	3	4	5
在学中	0		0	0	0
小学・中学・高校	0	0	0		
短大•高専	0	0	0		
大学•大学院	0	0	0		
卒業	0		O	0	0
小学・中学・高校・旧中	0		0	0	0
短大・高専,大学・大学院				0	
短大•髙専	0		0		0
大学•大学院	0		0		0
在学したことがない	0				

E2 仕事からの収入

<u>E4 江事かりの収</u>	<u>./\</u>
収入なし	0
100万円未満	0
50万円未満	0
50~99万円	0
100~199万円	0
100~149万円	0
150~199万円	0
200~299万円	0
300~399万円	0
400~499万円	0
500~699万円	0
700~999万円	0
1000~1499万円	0
1500万円以上	0

付録3 時系列データの利用可能年次

(月次データ)

集計事項	集計年次	集計事項	集計年次
1. 就業状態		臨時雇 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42 年~
15 歳以上人口 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(昭和)28年~	日雇 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	"
労働力人口	JJ		
就業者	"	3. 週間就業時間	
従業者	42 年~	休業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(昭和)42年~
主に仕事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43 年~	従業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"
通学のかたわらに仕事・・・・	"	1 ∼14 時間⋯⋯⋯⋯⋯	"
家事などのかたわらに		1~4時間	46年4月~
仕事 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	"	5~9時間	"
休業者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42 年~	10~14 時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"
完全失業者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	28 年~	15~34 時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42 年~
非労働力人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"	35 時間以上	"
家事	42 年~	35∼42 時間⋯⋯⋯⋯⋯	<i>II</i>
通学 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	"	43~48 時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<i>II</i>
その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"	49~59 時間・・・・・・・・・・・・	<i>II</i>
労働力人口比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28 年~	60 時間以上	<i>II</i>
就業率 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	43 年~	平均週間就業時間 · · · · · · · · · ·	<i>II</i>
完全失業率 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	28 年~	延週間就業時間 · · · · · · · · · · · ·	43 年~
		15~29 時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(平成)11年~
2. 従業上の地位		30~34 時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IJ
就業者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(昭和)28年~	35~39 時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IJ
自営業主 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ	40~48 時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IJ
雇有業主 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42 年~		
雇無業主 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	JJ	4. 年齢階級	
一般雇無業主	43 年~	総数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(昭和)42年~
内職者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	JJ	15~64 歳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43 年~
家族従業者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	28 年~	15~24 歳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"
雇用者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	"	15~19 歳	42 年~
常雇 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42 年~	15~17 歳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43 年~
一般常雇	43 年~	18・19 歳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"
役員	"	20~24 歳	42 年~

集計事項	集計年次	集計事項	集計年次
20・21 歳	(平成)22年~	30 人以上	IJ.
22~24 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ	30~499 人· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(平成)23年~
25~34 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(昭和)43年~	30~99 人	(昭和)43年~
25~29 歳	42 年~	100~499 人·····	IJ
30~34 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<i>II</i>	500 人以上	IJ
35~44 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	43 年~	500~999 人	IJ
35~39 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42 年~	1000 人以上	IJ
40~44 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	43 年~	官公 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ
45~54 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<i>II</i>		
45~49 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	"	6. 世帯主との続柄	
50~54 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	"	総数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(昭和)43年~
55~64 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42 年~	2人以上の世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IJ
55~59 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	43 年~	世帯主 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ
60~64 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ	世帯主の配偶者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IJ
65 歳以上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42 年~	その他の家族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IJ
65~69 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	43 年~	うち 子	(平成)23年~
70 歳以上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	JJ.	うち 未婚	IJ
70~74 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	53 年~	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(昭和)43年~
75 歳以上	IJ	単身世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IJ
75~79 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	55 年~	うち 15~24 歳・・・・・・・・・	(平成)23年~
80~84歳	IJ	うち 25~34 歳・・・・・・・・・・	IJ
85 歳以上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ	うち 35 歳以上・・・・・・・・・・・	IJ
5. 従業者規模		7. 配偶関係	
(雇用者について)		(男女計及び男について)	
総数	(昭和)43年~	 未婚 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(平成)18年~
1~29人·····	IJ	 有配偶 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ
1~4人	IJ	死別・離別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IJ
1人	(平成)22年~	(女について)	
2~4人	IJ	未婚	(昭和)43年~
5~29人	(昭和)43年~	 有配偶 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	"
5~9人	IJ	死別・離別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"
10~29 人······	IJ		

集計事項	集計年次
8. 転職・追加就業希望の有無	
転職希望者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(昭和)43年~
うち 求職者	"
非求職者	"
追加就業希望者·····	<i>II</i>
うち 求職者	<i>II</i>
非求職者	"
9. 求職理由	
離職 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(平成)23年~
非自発的な離職による者・・・・・	(昭和)59年~
定年又は雇用契約の満了に	
よる離職・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(平成)14年~
勤め先や事業の都合による	
離職 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	"
自発的な離職による者・・・・・・	(昭和)59年~
学卒未就職者 · · · · · · · · · · · ·	"
その他の者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IJ
新たに収入を得る必要が	
生じたから ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(平成)14年~
その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IJ
10. 探している仕事の主従	
主にしていく仕事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(昭和)43年~
かたわらにしていく仕事・・・・・・	"

(年平均データ)

集計事項	集計年次	集計事項	集計年次
N HI J N	7K#1 1 5 V	N. FI J. X	JCHI I JC
 1. 就業状態		 臨時雇·····	42 年~
総人口	(昭和)37年~	日雇	
15 歳以上人口 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	28 年~		
労働力人口 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	JJ.	3. 週間就業時間	
就業者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ	 休業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(昭和)42年~
従業者	42 年~	 従業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IJ
主に仕事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43 年~	1~14 時間 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ
通学のかたわらに仕事・・・・	"	1~4時間	46 年~
家事などのかたわらに		5~9時間	IJ
仕事	"	10~14 時間 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ
休業者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42 年~	15~34 時間 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42 年~
完全失業者 · · · · · · · · · · · · ·	28 年~	35 時間以上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	"
非労働力人口・・・・・・・・・・	<i>II</i>	35~42 時間 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	"
家事	42 年~	43~48 時間 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ
通学 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ	49~59 時間 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ
その他 ・・・・・・・・・・・・・・・	IJ	60 時間以上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ
労働力人口比率	28 年~	平均週間就業時間	IJ
就業率 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ	延週間就業時間	43 年~
完全失業率 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ	15~29 時間 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(平成)11年~
		30~34 時間 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ
2. 従業上の地位		35~39 時間 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ
就業者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(昭和)28年~	40~48 時間 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ
自営業主 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	II .		
雇有業主 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42 年~	4. 年齢階級	
雇無業主 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	"	総数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(昭和)42年~
一般雇無業主	43 年~	15~64 歳	43 年~
内職者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	"	15~24 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
家族従業者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	28 年~	15~19 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
雇用者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	"	15~17 歳	
常雇 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42 年~	18・19歳	IJ
一般常雇 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	43 年~	20~24 歳	42 年~
役員	"	25~34 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	43 年~

集計事項	集計年次	集計事項	集計年次
25~29 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42 年~	500~999 人	IJ.
30~34 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ	1000 人以上	IJ.
35~44 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	43 年~	官公······	IJ.
35~39 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42 年~		
40~44 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	43 年~	6. 世帯主との続柄	
45~54 歳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IJ	総数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(昭和)43年~
45~49 歳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IJ	2人以上の世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IJ
50~54 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ.	世帯主・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"
55~64 歳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42 年~	世帯主の配偶者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"
55~59 歳	43 年~	その他の家族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"
60~64 歳	IJ	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	II.
65 歳以上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42 年~	単身世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	II.
65~69 歳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43 年~		
70 歳以上	IJ	7. 配偶関係	
70~74 歳 · · · · · · · · · · · ·	53 年~	(男女計及び男について)	
75 歳以上・・・・・・	IJ	未婚	(平成)18年~
75~79 歳	55 年~	有配偶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	II.
80~84 歳	IJ	死別・離別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	II.
85 歳以上 · · · · · · · · · · · ·	IJ	(女について)	
		未婚	(昭和)43年~
5. 従業者規模		有配偶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	II.
(雇用者について)		死別・離別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	II.
総数	(昭和)43年~		
1 ~29 人 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ	8. 転職・追加就業希望の有無	
1~4人 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ	転職希望者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(昭和)43年~
5~29人	IJ	うち 求職者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	JJ
5~9人	IJ	非求職者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	JJ
10~29 人 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ	追加就業希望者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ
30 人以上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ	うち 求職者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IJ
30~99 人 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ	非求職者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ
100~499 人 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ		
500 人以上 · · · · · · · · · · · ·	IJ		

集計事項	集計年次
9. 求職理由	(BITT.) =0 Fe
非自発的な離職による者・・・・・	(昭和)59年~
定年又は雇用契約の満了に	(T.A) 1 4 F
よる離職・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(平成)14年~
勤め先や事業の都合による 離職 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	IJ
自発的な離職による者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
学卒未就職者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ル (哈和) 59 中・
子	// //
新たに収入を得る必要が	,,
生じたから・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(平成)14年~
その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	// // 11 //
 10. 探している仕事の主従	
主にしていく仕事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(昭和)43年~
かたわらにしていく仕事・・・・・・	"

付録4 労働力調査規則

昭和58年8月29日総理府令第 23号 改正 昭和59年6月29日総理府令第 35号 改正 平成元年5月10日総理府令第 23号 改正 平成3年10月11日総理府令第 38号 改正 平成4年11月30日総理府令第 52号 改正 平成11年10月15日総理府令第 55号 改正 平成12年3月30日総理府令第 33号 改正 平成12年8月14日総理府令第 90号 改正 平成13年9月6日総務省令第116号 改正 平成15年3月18日総務省令第116号 改正 平成19年12月19日総務省令第150号 改正 平成20年12月10日総務省令第141号

統計法(昭和22年法律第18号)第3条第2項及び第12条の規定に基づき,並びに同法及び統計法施行令(昭和24年政令第130号)第8条第1項の規定を実施するため、労働力調査規則(昭和50年総理府令第51号)の全部を改正する総理府令を次のように定める。

(趣旨)

第1条 統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第2条第4項に 規定する基幹統計である労働力調査を作成するための調査(以下「労働力調 査」という。)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 労働力調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基 礎資料を得ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この省令において「抽出単位」とは、一の世帯が居住することができる 建物又は建物の一部をいう。
- 2 この省令において「世帯」とは、同一の抽出単位に居住し、かつ、生計を共にする者の集まり又は独立して生計を営む単身者をいう。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項の世帯と同一の抽出単位に居住し、独立して生計を営む単身者で、その世帯の家事又は営業のために使用されるものは、 当該世帯を構成する者とみなす。
- 4 この省令において「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。
- 5 この省令において「世帯主」とは、世帯を主宰する世帯員をいう。

(調査日)

第4条 労働力調査は、毎月末日現在によつて行う。ただし、12月は、同月26日現在によつて行う。

(調査の対象)

- 第5条 労働力調査は、総務大臣の指定する国勢調査の調査区(以下「調査区」という。)内に第4条の調査日に現在する抽出単位のうちから総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定した抽出単位に居住する世帯(以下「調査世帯」という。)の世帯員について行う。
- 2 前項の世帯員は、当該抽出単位に居住した期間及び居住しようとする期間 を通算した期間が3月を超える者とする。ただし、次の各号に掲げる者は、 居住の期間にかかわらず、それぞれ当該抽出単位に居住する者とし、病院又 は診療所である抽出単位に入院し、又は入所してからの期間が3月を経過し ない者は、当該抽出単位に居住した期間及び居住しようとする期間を通算し た期間が3月を超えないものとみなす。
 - 一 同一場所に居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間の 3月を超える場所が他にない者で、当該抽出単位に居住しているもの
 - 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校,同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために当該抽出単位に宿泊しているもの
 - 三 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で、当該抽出 単位に生活の本拠を有するもの
 - 四 病院又は診療所に入院し、又は入所してからの期間が3月を経過しない 者で、当該抽出単位に生活の本拠を有するもの
- 3 第1項の規定により選定した抽出単位は、2月継続するものとする。 (調査事項等)
- 第6条 労働力調査は、総務大臣の定める様式による調査票により次に掲げる事項を調査する。
 - 一 すべての世帯員に関する事項
 - イ 男女の別
 - ロ 出生の年月
 - ハ 世帯主との続柄
 - 二 15歳以上の世帯員に関する事項
 - イ 氏名
 - ロ配偶の関係
 - ハ 在学、卒業等教育の状況に関する事項

- ニ 収入に関する事項
- ホ 就業又は不就業の状態に関する事項
- へ 所属の事業所の名称,経営組織及び事業の種類
- ト 所属の企業全体の従業者数
- チ 仕事の種類
- リ 従業上の地位
- ヌ 1週間の就業時間
- ル 前職に関する事項
- 三 世帯に関する事項
 - イ 世帯員の数
 - ロ 世帯員の異動状況
- 2 総務大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

第7条 削除

(統計調査員)

- 第8条 労働力調査の事務に従事させるため、法第14条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力(第3項に規定する指導員にあつては、次項及び第3項に規定する事務を適正に執行する能力)を有する者(次の各号のいずれかに該当する者を除く。)とする。
 - 一 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第2条第11号に規定する徴収職員及び地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第3号に規定する徴税吏員
 - 二 警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 34 条第 1 項及び第 55 条第 1 項に規 定する警察官
- 2 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区(都道府県知事から指定された調査区をいう。以下同じ。)内にある調査世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員(以下「指導員」という。)は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員(指導員を除く。以下「調査員」という。)に対する指導、調査票その他関係書類の検査、実地検査票の作成及びこれらに附帯する事務を行うものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、特別の事情により調査員が第2項の事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。
- 5 都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名そ

の他総務大臣の定める事項を総務大臣に報告するものとする。

(統計調査員の身分を示す証票)

- 第9条 都道府県知事は、統計調査員に対し、その身分及び指導員又は調査員 の別を示す証票を発行し、交付するものとする。
- 2 統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(調査の方法)

第10条 労働力調査は、調査員(第8条第4項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次条及び第14条において同じ。)が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。(報告の義務及び方法)

- 第11条 労働力調査に当たつては、第6条第1項各号に掲げる事項のうち、同項第1号に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、同項第2号に掲げる事項については調査世帯の15歳以上の世帯員が、同項第3号に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。
- 2 調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者 に代わつて当該報告を行うことができる。
- 3 前2項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、 及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。

(調査票等の提出)

第12条 調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票その他関係書類を提出しなければならない。

(結果の公表)

第13条 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(実地検査)

- 第14条 指導員は、調査員の担当した調査区のうち、総務大臣の指定する調査 区において、総務大臣の定める方法により当該調査員が行つた事務を実地に 検査し、実地検査票の作成その他これに附帯する事務を行い、及び都道府県 知事に対しその定める期限までに実地検査票その他の関係書類を提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により指導員が提出した実地検査票その他の 関係書類を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければな らない。

(調査票等の保存)

第15条 総務省統計局長は、調査票を1年間、調査票の内容(第6条第1項第2号イに掲げる事項に係る部分を除く。)が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。)及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフイルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

附則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 この府令の施行前に改正前の労働力調査規則第5条第2項の規定により既 に調査を開始している調査区において行うこの府令の施行後の調査について は、なお従前の例による。

附則

この府令は、昭和59年7月1日から施行する。

附則

この府令は、公布の日から施行する。

附則

- 1 この府令は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この府令の施行の際現に労働力調査規則第5条第3項の規定により継続している抽出単位におけるこの府令の施行後の調査については,なお従前の例による。

附則

この府令は、平成5年2月1日から施行する。

附則

この府令は、平成12年1月1日から施行する。

附則

この府令は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日(平成 13 年 1 月 6 日)から施行する。

附則

この省令は、平成14年1月1日から施行する。

附則

この省令は、平成15年4月1日から施行する。

附則

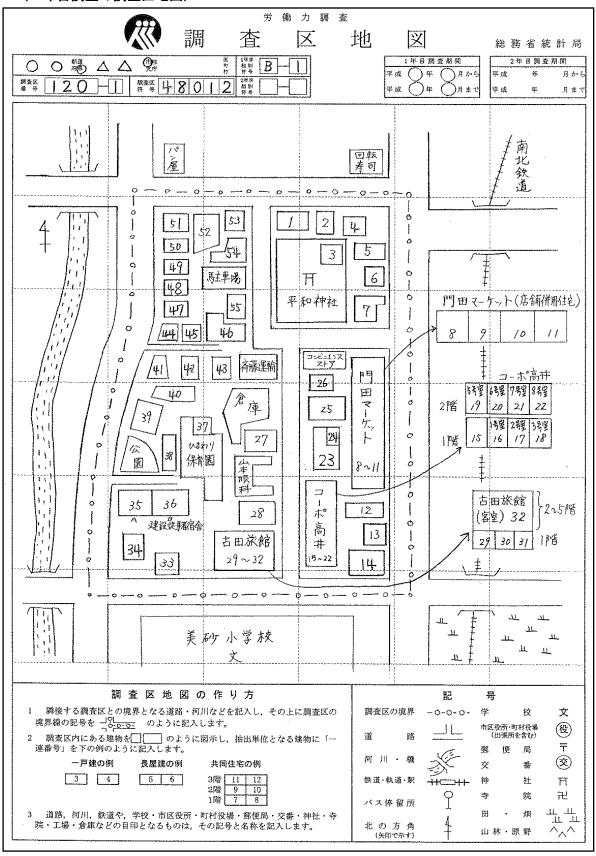
この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号) の施行の日(平成 19 年 12 月 26 日)から施行する。

附則

- 第1条 この省令は、統計法の施行の日(平成21年4月1日)から施行する。 (労働力調査規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第5条 この省令の施行の際現に第14条の規定による改正前の労働力調査規則 第11条の規定により労働力調査の申告を求められている者は,第14条の規 定による改正後の労働力調査規則第11条の規定により労働力調査の報告を求 められた者とみなす。

付録5 労働力調査調査区地図(作成例)

(1年目調査の調査区地図)



付録6 労働力調査層別調査区数一覧

(層別国勢調査区数)

	分類			平成17年	国勢調査
	大 分 類 符 号			調査区数	ウエイト計
	02		人口が0の調査区	16, 525	16, 525
	03		換算世帯数が15以下の調査区	36, 382	36, 382
т	04	01	学生の寮・寄宿舎(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区	1,639	4, 652
Ι	04	02	病院・療養所(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区	4, 239	14, 241
	04	03	社会施設(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区	8, 817	21, 377
	04	04	後置番号が4のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区	1,774	3, 680
	05		漁業の就業者の比が0.2以上の調査区	1, 719	5, 169
Π	06		漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区	3, 079	9, 560
П	11		農林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区	56, 241	184, 436
	10		農林業の就業者の比が0.3以上の調査区	9, 754	26, 716
	04	21	寮などに住む製造業の就業者が50人以上の標本単位区	1,081	3, 487
	04	22	製造業の世帯の比が0.3以上の標本単位区	2, 571	8, 077
Ш	14		製造業の雇用者の比が0.3以上の調査区	5, 494	18, 471
	20		製造業の雇用者の比が0.2以上0.3未満の調査区	30, 934	114, 861
	21		製造業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	200, 965	724, 466
	04	11	寮などに住む建設業の就業者が50人以上の標本単位区	66	173
IV	04	12	建設業の世帯の比が0.2以上の標本単位区	345	1, 052
IV	15		建設業の雇用者の比が0.1以上の調査区	22, 199	70, 074
	07		建設業、製造業の業主の比が0.1以上の調査区	512	1, 493
	04	31	寮などに住む卸売・小売業,飲食店,宿泊業の就業者が50人以上の標本単位区	73	189
	04	32	卸売・小売業,飲食店,宿泊業の世帯の比が0.3以上の標本単位区	274	774
V	08		卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の業主の比が0.1以上の調査区	5, 513	14, 304
	17		卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の雇用者の比が0.2以上の調査区	36, 537	110, 168
	22		卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	267, 502	898, 464
	04	61	寮などに住む医療, 福祉, 教育, 学習支援業, 複合サービス事業, サービス業の就業者が50人以上の標本単位区	306	821
	04	62	医療, 福祉, 教育, 学習支援業, 複合サービス事業, サービス業の世帯の 比が0.4以上の標本単位区	1,675	4, 878
	16		医療,福祉の雇用者の比が0.1以上の調査区	29, 757	98, 236
VI	18		教育,学習支援業,複合サービス事業,サービス業の雇用者の比が0.2以	11, 746	34, 316
			上の調査区 教育,学習支援業,複合サービス事業,サービス業の雇用者の比が0.1以		
	23 09		上0.2未満の調査区 情報通信業,運輸業,金融・保険業,不動産業,医療,福祉,教育,学習	73, 770 1, 531	,
		41	支援業,複合サービス事業,サービス業の業主の比が0.1以上の調査区	,	
	04	41	寮などに住む金融・保険業、不動産業の就業者が50人以上の標本単位区	53	
	04	42	金融・保険業、不動産業の世帯の比が0.2以上の標本単位区	519	1, 547
	13		金融・保険業,不動産業の雇用者の比が0.1以上の調査区 寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業の就業者	5, 719	
	04	51	が50人以上の標本単位区	244	654
	04	52	電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業の世帯の比が0.3以上の標本単位区	1, 716	5, 36
VII	19		電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業の雇用者の比が0.1以上の調査区	35, 416	111, 28
	04	71	<u>ニンドリュア</u> 寮などに住む公務の就業者が50人以上の標本単位区	165	483
	04	72	公務の世帯の比が0.4以上の標本単位区	3, 183	9, 98
	12		公務の就業者の比が0.1以上の調査区	5, 120	
	04	91	後置番号が8の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区	1, 476	
	04	92	給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区のうち,上記のいずれ にも属さない標本調査区	407	
	99		にも属さない標本調査区 上記のいずれにも属さない調査区	96, 100	306, 26
	00		一 計	983, 138	

[※]二つ以上の大分類基準に該当する調査区は層符号04を優先し、それ以外については 層符号の若い方に分類した。ただし、小分類の場合は、分類属性の多いものの方に 分類した。

[※]ウエイトについては第8章の2を参照されたい。

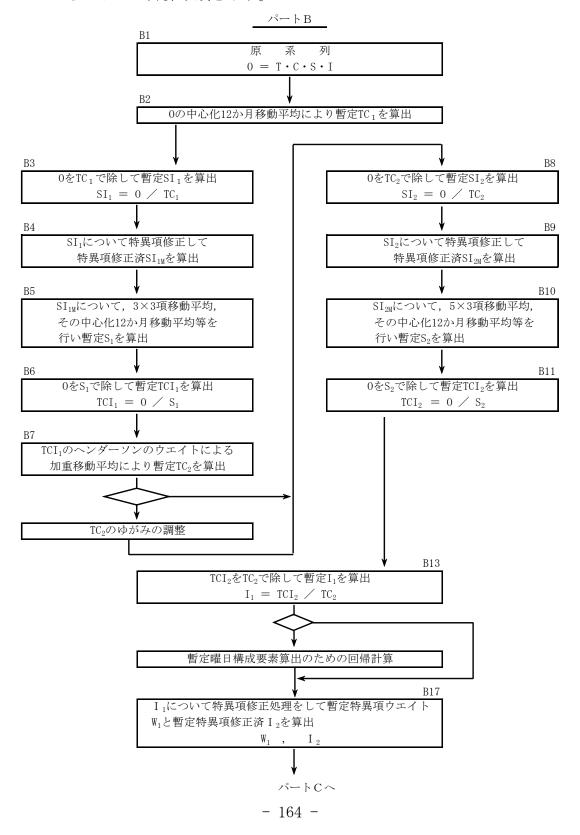
(地域別標本調査区数)

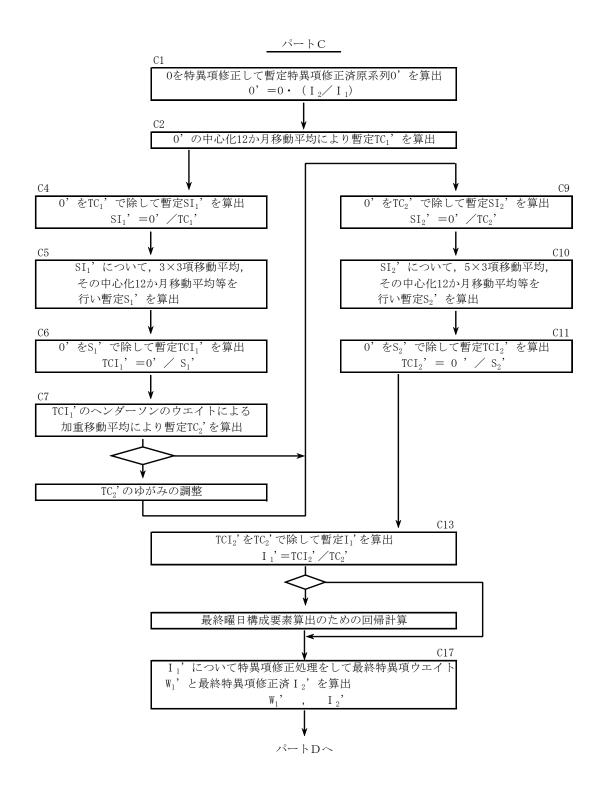
1	- [分類	符号				北関東				l		l								
02		大 分 類 符 号	小分類符号	北海道	東北	南関東	北関東 ・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計						
1					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11						
Total Control Contro		03		3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	31						
Odd O2	Ι					-									11						
Note	_											1			13						
1						-									11						
11			04	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11						
11				16									20								
10	Π				40	8	32	16	16	8	24	24	32	8	232						
04													8								
III			21																		
III									=0												
The content of the	Ш	14		8	48	8	112	16	56	8	8		32								
10	İ	20												8							
IV		21				104		64	120	112	56	32			880						
N		04	11																		
15	IV		12	16	8	16	8	8	8	8	8		8								
O4				10																	
V																					
V 08		04	31		8 8					16	8 48	40	16								
17			32	8			8							0.4	0.4.4						
22	V												64	944							
04 61 04 62 8 8 8 8 8 8 16 16 8 8 24 8 8 16 16 8 8 24 8 8 16 16 8 8 24 24 24 24 24 24												-									
VI				72	64	208	32	32	48	120	56		88								
VI 16		04	61		8																
VI 18		04	62	8		8		8	10	16	8	8	24	8							
18		16																			
09	VI	18											16		16						
09		23		16	16	80			1	32			24	24							
VII																					
04 42 8 8 8 8 16 8 8 9 16 9 9 16 24 56 16 8 8 8 56 16 24 40 9 16 24 40 16 40 40 40 40 40 40 40 4			41																		
13						Q															
04 51 04 52 8 19 04 71 04 72 12 04 91 04 92 16 8 8 8 8 8 8 12 04 91 04 92 16 8 8 8 8 8 92 16 24 56 16 8 8 16 8 8 16 8 8 16 8 8 16 8 8 16 8 8 16 8 16 8 16 8 16 8 16 8 16 8 16 10 24 40			42			0															
VII			51					8			16	8			768						
VII 19				٥	0	56	0	0	0	16			0								
04 71 04 72 12 04 91 04 92 16 24 56 16 8 8 56 16 24 40			52	0	0	90	0		0	10			8								
04 72 12 04 91 04 92 16 24 56 16 8 8 56 16 24 40	VII													24							
12	ŀ																				
04 91 04 92 16 24 56 16 8 8 56 16 24 40	ŀ		/2			8															
04 92 16 24 56 16 8 8 56 16 24 40			01																		
				1.0	24	F.C.	1.0	0	0	Ec.	F.C. 1.0	0.4	,,								
	ļ		92	10		24	96	10	ŏ	8	96	10	24	40							
		99 合	 	176	222	502	240	176	304	400	208	159	288	144	2, 912						

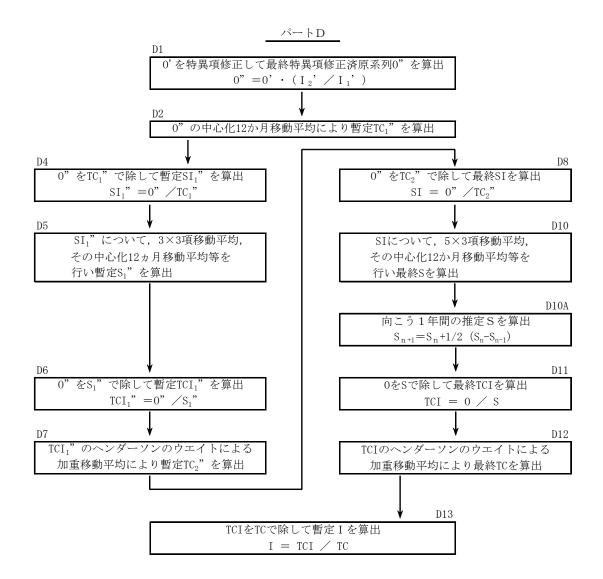
付録7 センサス局法の概要

(1) センサス局の計算手順

センサス局法は系列の事前調整を行うパートAから、図表を作成するパートGまでの七つの部分に分けられている。ここでは、季節調整を行うパートBからDまでの計算手順を示す。







(2) 特異項の修正方法

① 特異項の認定方法

5か年間 (60 か月分) の不規則要素の標準偏差 (σ) を算出し、この標準偏差を5か年間の中心年に対応させ、その平均値を基準にして標準偏差のプラスマイナス 2.5 (標準型の場合) 倍以上の範囲にある不規則要素を除外する。次に除外されなかった残りの不規則要素について再度標準偏差を算出し、特異項認定の管理限界をその標準偏差を基準として設定する。標準的な処理では、この管理限界を下限は 1.5 倍、上限は 2.5 倍とし、不規則要素が 2.5 倍を超える値は、純然たる特異項として認定してゼロのウエイトを付し、1.5 倍以内の値は 1.0 のウエイトを付す。 2.5~1.5 倍の間にある値は、ゼロ (2.5 倍に対応) から 1.0 (1.5 倍に対応) に至るまで直線的に増加するウエイトを付して次の方法により特異項を修正する。

② 特異項の処理方法

上記により算出された特異項修正ウエイト等により、暫定季節・不規則要素及び原系列に対する特異項修正を次のように行う。

ア 暫定季節・不規則要素の特異項修正処理

特異項修正ウエイトが 1.0 より小さい月については、その前後の年の 特異項修正ウエイトが 1.0 である季節・不規則要素の各 2 項と、当該月 の季節・不規則要素にその特異項修正ウエイトを乗じた値の計 5 項の加 重平均値で置き換える。

イ 暫定不規則要素及び原系列の特異項修正処理 次式により、特異項修正済不規則要素を算出する。

$$\begin{pmatrix} 特異項修正済 \\ 不規則要素 \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} 特異項修正 \\ ウエイト \end{pmatrix} \times \left\{ \begin{pmatrix} 暫 定 \\ 不規則要素 \end{pmatrix} - 1.0 \right\}$$

これにより,原系列を次式により特異項修正して特異項修正済原系列 を算出する。

特異項修正済原系列

(3) 移動平均の項数の選択

① すう勢・循環要素を算出するための移動平均

すう勢・循環要素の算出に当たっては、ヘンダーソンのウエイトによる加重移動平均を用いている。その移動平均項数は、13項のヘンダーソンのウエイトによる加重移動平均により求めた仮のすう勢・循環要素の対前月変化率に対する不規則要素の対前月変化率の相対的な大きさによって9項、13項、23項の中から選択される。また、移動平均の項数は、利用者が選択的に指定することができる。

ここで用いるヘンダーソンの項数とそのウエイトは次表のとおりである。

不規則要素の対前月変化率	移動平均	ウエイト
すう勢・循環要素の対前月 変化率	項数	(対象ウエイトなので前半のみ示す)
0. 00~0. 99	9項	041, 010, . 119, . 267, . 330
1. 00~3. 49	13 項	019, 028, 0, . 066, . 147, . 214, . 240
3. 50以上	23 項	004, 011 , 016 , 015 , 005 ,
		. 013, . 039, . 068, . 097, . 122, . 138, . 148

② 季節要素を算出するための移動平均

季節・不規則要素から季節要素を算出する時に,標準的な処理では,各月ごとに各パートの前段では 3×3 項移動平均,後段では 5×3 項移動平均を行っている。しかし,季節要素の推計に使用する移動平均項数の大きさは季節変動調整計算には重要な問題である。そこで利用者が各系列に対し, 1×3 項, 3×3 項, 5×3 項, 9×3 項,全平均の5 種類から各系列に適した項数を選ぶことができる。

付録8 ILO 第13 回国際労働統計家会議における決議(抄訳)

経済活動人口、就業、失業及び不完全就業の統計に関する決議

第13 回国際労働統計家会議は、ILOの理事会によってジュネーブに召集され、1982年10月18日から29日まで開催され、第8回会議(1954年)で採択された決議 I における労働力、就業及び失業の統計に関する国際基準、並びに第11回会議(1966年)で採択された決議 II における不完全就業及びマンパワーの不完全利用の測定と分析に関する国際基準を想起し、全ての国、とりわけ統計の低開発国に対する技術指導方針の提供に当たってこれら基準の有用性を高めるため、これら基準を改正し、拡充する必要性を認め、かつ、統計の国際比較性の向上に当たってこれら基準の有用性を認め、本日1982年10月29日、第8回会議の決議 I 並びに第11回会議の決議 III の 4~9 及び13に替えて、次の決議を採択する。

目的及び範囲

- 1. 各国は、国内需要と国内事情を考慮し、各方面の統計利用者に十分な統計 基盤を提供するため、人口の経済活動に関する統計の総合体系の開発を目指 さなければならない。特に、この体系は、マクロ経済的観測や人的資源の開 発計画のために、利用可能でありながら未利用である労働時間や人的資源の 範囲を測定する必要性に応え、また雇用に関する政策と計画、所得創出と維 持の計画、職業訓練及びその他類似の計画の形成・監視のために、就業、所 得その他社会経済的指標との間の関係を測定する必要性に応えるものでなけ ればならない。
- 2. 前記の目的を達成するため、経済活動人口に関する統計事業は、原則として、経済活動の全ての分野、経済の全ての部門、そして従業上の地位の全ての区分(雇用者、雇い人のいない自営業主等)をカバーすべきであり、また、最大限可能な限り、他の経済社会統計との調和の下に開発されなければならない。

統計事業は、特に、短期と長期の需要、すなわち、多頻度の統計で当面の目的に供される統計、並びに構造的詳細分析のため及び基準値を得るために長周期で作成される統計の双方の需要に応えるものでなければならない。

(a) 経常統計事業は、現在活動人口とその内訳の統計を、そのすう勢と季節 変動が適切に把握されるような方法の下に、含むものでなければならない。 最低限,各国は,現在活動人口に関する統計を年2回,適当と考えられれば,できれば農繁期と農閑期に合わせて作成すべきである。

- (b) 非経常統計事業は、これにはセンサスや標本調査が含まれようが、 (i)経済活動人口に関する総合データ、(ii)経済活動人口の年間の活動形態及び就業、所得、その他の社会的経済的指標の間の関係に関する詳細な統計、及び(iii)その他長期的に必要な特別な事項(例えば、子供と若年者、女性、世帯)に関するデータを提供しなければならない。
- 3. 人口センサスと世帯又は個人に関する標本調査は、一般に、他の関連データと接続し得るような経済活動人口の統計を作成する包括的手段となっている。事業所調査及び役所の業務資料は、経済活動人口の内訳に関して、時にはより正確な、より頻繁な、より詳しい統計の供給源としての役割を果たすことがある。異なる情報源は補完的なものとみなされるべきで、統計の総合体系化を図るのに、必要なら、それらは併せて用いられよう。人口センサスや、世帯や個人の調査その他経済活動人口データの収集のための設計においては、可能な限り、国際基準を取り入れる努力がなされなければならない。
- 4. 統計の国際比較性を高めるために、国内基準が国際基準に完全に合致しない場合は、説明がなされ、かつ、可能ならば、主要数字について、国内基準と国際基準の両方に基づいて集計されなければならない。さもなければ、国内基準から国際基準に組み替え得るよう、必要な内訳数字を別掲すべきである。

概念及び定義

経済活動人口 [economically active population]

- 5. 「経済活動人口」は、特定の期間内に、国連の国民経済計算及びバランスの体系において定義されている経済財の生産とサービスの提供のために労働を供給する全ての男女から成る。
 - この体系によれば、経済財の生産とサービスの提供には、市場用、物々交換用、自家消費用を問わず一次産品の生産と加工の全てが含まれ、その他の全ての市場用の財の生産及びサービスの提供が含まれ、そして、そのような市場用の財の生産及びサービスの提供を行う世帯においては、それに見合う自家消費用の財の生産及びサービスの提供が含まれる。
- 6. 経済活動人口の二つの有用な尺度は、1年のような長期間に関して測られる「通常活動人口」と、1週間又は1日のような短期間に関して測られる「現在活動人口」又は、同じ意味だが「労働力」である。

通常活動人口 [usually active population]

- 7. (1) 「通常活動人口」は、(最近の1年間又は1暦年のような)特定の長期間において、日数又は週数からみた主たる活動状態が、後記の9、10によって定義される就業者又は失業者に当たる一定年齢以上の全ての人から成る。
 - (2) この概念が有用であり、かつ、実行可能であると考えられる場合は、 通常活動人口は、その主な活動によって就業者と失業者に区分するこ とができよう。

労働力(現在活動人口) [labour force (currently active population)]

8. 「労働力」又は「現在活動人口」は、以下の9,10で定義される就業者又は失業者に区分されるべき要件を満たす全ての人から成る。

就業 [Employment]

- 9. (1) 「就業者」 [employed] は1週間又は1日という特定の短期間の次の部類に属していた一定年齢以上の全ての人から成る。
 - (a)「有給就業」 [paid employment]
 - (a1)「従業者」〔at work〕:調査期間中に、現金又は現物による賃金 又は給料を得るために何らかの仕事をした人。
 - (a2)「休業者」〔with a job but not at work〕:これまで現在の仕事に従事してきており、調査期間中一時的に仕事をしなかったが、仕事とのフォーマルな結び付きを持っていた人。この仕事とのフォーマルな結び付きは、次の基準の一つ又は二つ以上を用いて、国情に照らして決められなければならない。(i)賃金又は給料の継続受領、(ii)その後の仕事への復帰の保証、又は仕事への復帰日の確約、(iii)休み始めてからの期間。他の仕事に就く義務なく補償費をもらえる期間があれば、その期間。
 - (b)「自営就業」〔self-employment〕
 - (b1)「従業者」〔at work〕:調査期間中に、現金又は現物による利益 又は家族の利得のために何らかの仕事をした人。
 - (b2)「休業者」 [with an enterprise but not at work] : 実業, 農業, サービス業であろうと, 事業を持ちながら, 調査期間中に何らかの特別な理由で一時的に仕事をしなかった人。
 - (2) 実務目的のためには、「何らかの仕事」〔some work〕とは1時間以上とした仕事と解釈してよい。

- (3) 病気やけが、休日や休暇、ストライキやロックアウト、教育や訓練の休暇、出産や育児の休暇、経済活動の短縮のため、又は悪天候、機械や電気系統の故障、原材料や燃料不足による一時的な仕事の中断のため、その他の理由により休暇許可の有無にかかわらず一時的に仕事をしなかった人は、仕事とのフォーマルな結び付きがあれば、有給就業者とみなされなければならない。
- (4) 雇い主 (employers),雇い人のない事業主 (own-account workers), 生産者共同組合 (members of producers' cooperatives) は自営就業 者であり,適宜,従業者と休業者に区分されると考えなければならない。
- (5) 就業した無給の家族従業者 (unpaid family workers) は,調査期間中の就業時間数に関係なく自営就業者とみなさなければならない。特別な理由により,無給の家族従業者を就業者に含めるために最低時間基準を取り入れたい国は,その基準以下の人を識別し,別掲しなければならない。
- (6) 自家消費のための経済財の生産又はサービスの提供に携わっている 人は、もし、そのような財の生産又はサービスの提供が自家の消費全 体に重要な貢献をなしているならば、自営就業者とみなさなければな らない。
- (7) 現金又は現物の支給を受けた見習(Apprentices)は有給就業者とみなされ、他の有給就業者と同じ基準で従業者と休業者に区分されなければならない。
- (8) 調査期間中,主として非経済活動に携わった学生,家事従業者等が,同時に前記の(1)で定義される有給就業者又は自営就業者であるときは,他の部類の就業者と同じ基準で就業者とみなすべきであり,できれば別掲すべきである。
- (9) 軍隊の構成員は有給就業者に含めなければならない。軍隊には、国際標準職業分類の最新版に示されているように、正規、臨時両方の構成員を含めなければならない。

失業 [Unemployment]

10. (1) 「失業者」 [unemployed] は、調査期間中、(a) 「仕事を持たず」 [without work], すなわち、前記の9で定義される有給雇用でも自 営でもなく、(b) 「現に就業が可能で」[currently available for work], すなわち、調査期間中に有給雇用又は自営の仕事に就くことが可能で、

- (c)「仕事を探していた」〔seeking work〕, すなわち,最近の特定期間に,有給雇用又は自営の仕事を探す特別な手だてをした一定年齢以上の全ての人から成る。特別な手だてには,公共又は私設の職業紹介機関への登録,雇用主への求職申込み,作業場,農場,工場の入口,市場その他の集会場での雇用審査,新聞への広告又は新聞広告への応募,友人・親戚への依頼,事業を始めるための土地,建物,機械設備の探求,資金の調達,許認可の申請等が含まれよう。
- (2) 通常の求職方法が一般的でなかったり、労働市場が大部分未組織であったり、限られた範囲であったり、労働力の吸収がその時点で不十分であったり、労働力の多くが自営業的であったりするような事情の下では、前記の(1)における失業の標準定義は、求職の基準を緩和して適用してよい。
- (3) 就業の可能性の基準の適用に当たっては、前記の(2)の事情がある場合は特にそうだが、国情に合うように適当な検証法が開発されなければならない。

検証は、現在の就業意欲と就業経験、居住地域で普通の給料、賃金の条件で雇用される意思、資材や施設があれば事業を始める用意がある、などのことを念頭において行ってよい。

- (4) 失業の標準定義における求職の規定にかかわらず、調査期間後のある時点から有給就業、又は自営就業を始める手はずを整えた者で、仕事がなく、現に就業が可能な者は失業者とみなさなければならない。
- (5) 仕事とのフォーマルな結び付きがないまま仕事を一時的に休んでおり、現に就業が可能で求職していた者は、失業の標準定義に従って失業者とみなさなければならない。しかし、一時レイオフ者の場合は、国情によっては、求職の規定を緩和して適用してもよい。その場合には、非求職で失業に区分される一時レイオフ者を別掲しなければならない。
- (6) 調査期間中,主として非経済活動に携わった学生,家事従事者等の うち,前記の(1),(2)の基準に当てはまる人は,他の部類の失業者 と同じ基準で失業者とみなされ,できれば別掲すべきである。

非経済活動人口 [Population not economically active]

11. 「非経済活動人口」は、年齢に関わりなく、経済活動人口の測定の際の年齢の下限以下の者も含めて、前記の5で定義される「経済活動」 [economically active] をしなかった全ての人から成る。

現在非活動人口 [population not currently active]

- 12. (1) 「現在非活動人口」,又は,同じ意味だが,非労働人口は,短い調査期間中に就業者でも失業者でもなく,そのため,(a)通学,(b)家事,(c)引退又は老齢,(d)その他身体の虚弱・傷害のような特別な理由によって,現に経済活動をしなかった全ての人から成る。
 - (2) 失業の標準定義を採用する国は、調査期間中就業が可能であったが求職しなかった、失業者とならない者を識別し、現在非活動人口の内訳として表すのがよい。

通常非活動人口〔population not usually active〕

- 13. (1) 「通常非活動人口」は、特定の長期間の主な状態が就業者でも失業者でもなかった全ての人から成る。それは、次の機能的部類から成る。 国連の「人口・住宅センサスに関する基準と勧告(1980)」において定められている(a)学生、(b)家事従事者、(c)不労所得者(年金生活者、利子生活者等)、(d)その他(公的・私的な生活保護者、非就学児等)。
 - (2) 必要な場合には、(i)無給のコミュニティ活動者及びボランタリー活動者、(ii)その他経済活動の外側ぎりぎりの所に位置する人々を区分するため、更に、機能的な細区分を設けてよい。

付録9-1 主要各国の労働力調査 主な調査事項一覧

		日本	韓国	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス	オースト ラリア
.,	就業状態	0	0	0	0	0	_	0
共通	教育	0	0	0	0	0	0	0
,,113	収入に関する事項	O1)	=	0	0	0	O 31)	_
	週間就業時間に関する事項	0	O 2)	O 10)	O 17)	0	○ 32)	O 40)
	従業上の地位に関する事項	0	_	O 11)	O 18)	0	33)	O 41)
	産業に関する事項	0	_	0	0	0	○ 34)	0
	職業に関する事項	0	_	0	0	0	0	0
	従業者規模に関する事項	0	_	_	0	0	_	_
	転職・追加就業希望に関する事項	0	0	_	0	0	_	O 42)
就業	短時間就業の理由	0	○ 3)	0	0	0	_	O 43)
者	就業時間増減希望に関する事項	0	0	0	0	0	_	0
	離職期間	0	0	O 12)	_	O 26)	_	0
	雇用形態に関する事項	0	_	0	1	0	33)	_
	休暇に関する事項	_	O 4)	0	O 19)	O 27)	O 35)	O 44)
	現職についた時期	0	_	_	0	0	○ 36)	0
	休職に関する事項		_	0	0	0	_	0
	副業に関する事項	_	○ 5)	O 13)	O 20)	0	_	O 45)
非	求職理由	0	O 6)	0		0	_	0
就	求職方法	0	0	0	0	0	_	0
業者	失業期間に関する事項	0	0	0	0	0	○ 37)	0
伯	探している仕事の形態に関する事項	0		O 14)	O 21)	0	○ 38)	O 46)
	就業希望の有無	0	0	O 15)	O 22)	O 28)	○ 38)	0
非当	非求職理由	0	O 7)	0	0	0	_	_
労働	希望している仕事の形態	0		_	-	0	_	_
力	求職活動の有無及び時期に関する事項	0	○ 8)	0	O 23)	O 29)	38)	O 47)
	就業可能時期	0	O 9)	0	O 24)	0	_	O 48)
	前職の有無に関する事項	0	0	0	0	0	39)	0
24	離職時期及び理由に関する事項	0	0	O 16)	O 25)	0	○ 39)	0
前職	従業上の地位	0	0	_	_	30)	39)	_
に	雇用形態	0	0	_	_	0	39)	_
つい	産業	0	0	_	_	0	39)	O 49)
て	職業	0	0	_	_	0	39)	0
	従業者規模	0	0	_	_	0	39)	_
	前職の就業時期	_	0	0	O 25)	_	○ 39)	O 50)

[※] 国については、インターネットから情報を入手可能な国について掲載した。

【日本】

1) 1年間の全ての仕事からの収入(税込)

- 2) 主な仕事, 副業別に把握
- 3) ふだんの仕事、配条がに右径 3) ふだんの仕事、先週のみの仕事別に36時間未満の理由を把握 4) 共通事項として、先週仕事をしなかった理由で休暇を把握 5) 先週二つ以上の仕事をもっていたか

- 非労働力人口を対象に、最近4週間の求職理由を把握 6)
- 7) 最近4週間について把握 8) 共通事項として、先週及び最近4週間別に求職活動の有無を把握
- 9) 非就業者及び非労働力別に先週の就業可否を把握

【アメリカ】

- 10) 主な仕事, その他の仕事別通常1週間の就業時間及び先週の就業時間

- 10) 主な仕事、その他の仕事が通常 I 適間の税業時間及の先週の税業時間 11) 先週、政府、会社、非営利団体に雇用されていたか又は自営、家族従業者だったか 12) 求職者を対象に、離職時期を把握 13) 事業の他に何か仕事をしたか、複数の仕事をもっているか。幾つの仕事をもっているか 副業について、主な仕事と同内容を把握 就きたい仕事はフルタイムか、パートタイムか
- 15) 今後12か月の間に仕事を探すつもりか
- 16) 前職の具体的な就業年月及び離職理由

【カナダ】

- 17) 通常1週間の就業時間及び先週,実際に何時間働いたか
- 雇用者か自営業主か
- 19) 先週、休暇・病気などの理由で何時間仕事を休んだか。その主な理由及び先週までの連続休暇日数
- 二つ以上の仕事をしたか。最近4週間に異なる雇用主の仕事を探したか 20)
- 最近4週間にフルタイムの仕事を探したか 21)
- 先週の就業希望及び1週間に30時間以上又は30時間未満の仕事を希望しているか 22)
- 最近4週間の求職活動の有無 23)
- 24) 先週の就業可否及び就業不可の場合その理由
- 25) 最後に仕事をした時期

【イギリス】

- 26) 最近3か月間に離職したか
- 調査期間の1週間に、ふだんより就業時間が減少、増加又は休職した理由の選択肢として 「休暇、休業」等あり
- 28) 最近4週間の非求職者を対象に、フルタイム又はパートタイムの有給の就業希望の有無 29) 求職者全員を対象に、最近4週間の求職方法を把握
- 30) 雇用者か自営業主か

【フランス】

- 31) 賃金 (月給)
- 就業時間 32)
- 33) 契約形態 34) 会社名
- 休日 35)
- 36) 就業年数(1回目と仕事が変わった場合のみ)
- 37) 非就業の状況
- 38)
- どのような仕事をいつから探しているか(就業者も対象) 前職の状況及び1年前の状況(現在と異なる仕事の場合のみ) 39)

【オーストラリア】

- 40) 先週の主な仕事,全ての仕事別実労働時間及びふだんの週間就業時間
- 雇用者か自営業主か 41)
- 12か月以内に仕事を離職(希望,予定を含む。)する主な理由の選択肢の一つに「転職」あり 42)
- 先週の就業時間が35時間未満の理由 43)
- 先週について、就業時間が35時間未満の理由、仕事を休んだ理由、仕事をしなかった理由の選択肢の一つ及び「休暇」あり。また、先週末までに仕事を休んでいた期間 44)
- 45)
- 46)
- 先週二つ以上の仕事をもっていたか 最近4週間にフルタイム又はパートタイムいずれかの仕事を探したか 最近4週間のフルタイム又はパートタイム別求職活動の有無及び求職時期 47)
- 48) 先週の就業可否, 就業不可の場合その理由及び次の4週間の就業可否
- 雇用者名又は企業名 49)
- 2週間以上働いた前職の就業時期

付録9-2 主要各国の失業者の定義及び失業率の算出方法

	ILO(国際労働機関)の定義・概念	日本	韓国	アメリカ
失業者の 定義	・仕事を持たず (就業者でない)	・就業者でなく	・就業者でなく	・就業者でなく
	・現に就業が可能で (調査期間中に就業が可能)	・調査期間中に家 業可能で	・調査期間中に就 業可能で	・調査期間中に就 業可能で
	・仕事を探していた(最近の特 定期間に就業のために特別な手 だてをした)		は に求職活動を行っ	
	☆失業者の求職の定義にかかわらず調査期間後のある時点から就業の手はずを整えた者で,現在は仕事がなく,現に就業が可能な者は失業者とみなされなければならない	ぐ就ける状態で過去に行った求職活動の結果を待って	型を行ったが、不可 避の理由で調査期 間中に求職活動を	は求職活動要件に 関係なく失業者と する
	☆一時レイオフの場合は、国情によっては、求職の規定を緩和して適用してもよい。その場合には、非求職で失業に区分される一時レイオフ者を別掲しなければならない			
失業率の 算出方法	失業者 労働力人口 × 100	同左	同左	同左
分母人口	・就業者+失業者	· 就業者+失業者	・就業者+失業者 (軍人を除く)	・就業者+失業者 (軍人を除く)
	☆無給の家族従業者は、調査期間における就業時間にかかわらず、就業者に含まれるとみなさなければならない			☆就業時間が15時間未満の無給の家族従業者は就業者から除外
	☆軍隊の構成員は就業者に含め なければならない			
分母人口 のデータ 収集方法		・労働力調査	・経済活動人口 調査	• Current Population Survey

カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	オーストラリア
・就業者でなく	・就業者でなく	・就業者でなく	・就業者でなく	・就業者でなく	・就業者でなく
・調査期間中に就 業可能で	・2週間以内に就 業可能で	・2週間以内に就 業可能で	・2週間以内に就 業可能で	・2週間以内に就 業可能で	・調査期間中に就 業可能で
			・過去4週間以内 に求職活動を行っ た者		
は求職活動要件に	業が内定している 待機者も求職活動	業が内定している 待機者も求職活動	☆2週間以内の就 業が内定している 業が格者も求職活動 要件に関係なく失 業者とする	業が内定しており 2週間以内に就業	業が内定している
☆ 4 週間以内の就 業が内定している 待機者も求職活動 要件に関係なく失 業者とする					
同左	同左	同左	同左	同左	同左
・就業者+失業者 (軍人を除く)	•就業者+失業者	·就業者+失業者	·就業者+失業者	·就業者+失業者	・就業者+失業者 (軍人を除く)
・労働力調査	・労働力調査	・労働力調査	・労働力調査	・労働力調査	・労働力調査

付録10 第二次世界大戦前の「失業統計」

く統計局・統計センター 百二十年史(平成4年6月発行)から抜粋>

失業統計調査

大正末期における不況によって失業者が増加し、失業問題の解決が急務となってきたにもかかわらず、その基礎資料となる失業統計がなかったため、労働統計に関する事務を主管していた内務省社会局で失業統計調査の計画を立てていたが、労働統計に関する事務が大正 14 (1925) 年 4 月、内閣統計局に移管されたのを機に、その経費 15 万円 (2か年継続費)を要求し、これが認められたので、4 月 22 日その調査要綱を中央統計委員会に諮問、5 月 1 日その答申を得た。そこでこの調査は、大正 11 年 4 月 19 日法律第 52 号統計資料実地調査ニ関スル法律に基づいて実施することとし、関係法令の起案を急ぎ、5 月 23 日勅令第 202 号失業統計調査令及び失業統計調査施行細則(閣令第 2 号)が公布された。

調査の概要は、次のとおりである。

- 調査期日 大正 14 年 10 月 1 日午前零時現在で、簡易国勢調査と同時に施行した。10 月が 1 年を通じて失業の最も平均的な時期であること、国勢調査と併せ実施することで調査手続を簡略にし、かつ被調査者の負担を軽減しようとしたためである。
- 調査地域 調査地域 調査地人口及び労働者数を考慮して、札幌、東京、京都、大阪、堺、 横浜、横須賀、神戸、尼崎、長崎、佐世保、名古屋、浜松、仙台、 金沢、岡山、広島、呉、和歌山、門司、八幡の21工業都市及び夕張 町、足尾町、大牟田市の3鉱山所在地とその附近。
- 被調查者 の範囲 有業者一給料生活者,労働者,ただし雇主,自営業者,実収月額200 円以上の給料生活者,芸娼妓・酌婦・仲居等,外国人は除外した。 失業者一失業の当時労働者又は給料生活者であった者で,調査当時 現に失業状態にあった者である。ただし日傭労働者については,日々 又は随時に雇傭関係が変動するので,その失業したか否かは専ら調査の直前9月30日の状態で決める。なお,この調査で失業とは,就業の能力及び意思があって就業の機会を得ない状態をさす。したがって高齢衰弱者や病人,自ら求職の途を講じない者等は失業者とは認められない。

調査事項 失業者については、氏名、男女の別、出生の年月、配偶の関係、世 帯主か否か、世帯員数(世帯主が失業者の場合のみ)、失業当時の職 業・勤務先、失業の原因、失業の年月日、失業当時の賃銀又は給料 有業者については,氏名,男女の別,出生の年月,配偶の関係,現 在の職業・勤務先

> 最近1か年内に失業したことのある有業者については以上のほか、 失業当時の職業・勤務先、失業の原因、失業の年月日、失業当時の 賃銀又は給料,失業後就職した年月日,就業当時の賃銀又は給料

調査方法 調査機関

申告書は単記票で,有業者用(代赭色),失業者用(黒色)の両面刷 で、申告は自計主義により原則として世帯主又は世帯管理者に記入 提出させた。本調査は国勢調査と同時に行ったため、失業統計調査 員は国勢調査員と同一人とした。失業統計調査員約3万人及び指導 員約300人は共に名誉職で、地方長官の推薦によって内閣が任命し た。

調査の結果は、大正 14 年 12 月 15 日、各調査地域別に調査人口、失業者、有 業者、失業率を、給料生活者、労働者、日傭労働者に分類して、その概数を新 聞紙上に発表,同月25日「失業統計調査速報」として公刊した。その後,15年 9月,大正十四年失業統計調查報告第一巻記述,昭和2年3月,同第二巻結果 表を刊行した。